

■施設別の市民課取扱業務一覧

施設名と取扱時間 (祝日・年末年始を除く)	市民課	関宿支所	南出張所 北出張所 中央出張所
	月～金・ 8時30分～17時15分 (四・金は 20時まで)	月～金 8時30分～17時15分	月～金 8時30分～17時15分
住民票の写しの交付	◎	○	○
住民票記載事項証明書の交付	◎	○	○
戸籍・除籍謄抄本の交付	◎	○	○
戸籍の附票の写しの交付	◎	○	○
印鑑登録証明書の交付	◎	○	○
印鑑登録証(カード)の交付や印鑑登録証亡失届、廃止の受付	◎	○	○
届出受理証明の交付	◎	○	○
身分証明書の交付	◎	○	○
届書記載事項証明の交付	◎	○	○
諸証明 の交付	年金の証明(生存の確認等)	◎	○
	住所証明(軽自動車)	◎	○
	不在住・不在籍証明	◎	○
	改葬許可証明	◎	○
	無料証明(合併に関する住居表示・区画表示変更)	◎	○
	無料証明(出産一時金申請の証明)	◎	○
自動車の臨時運行許可証の発行等	◎	○	—
死体・死胎・改葬遺骨埋火葬許可証の発行	◎	○	○
火葬場・式場等使用の受付と許可証の発行	◎	○	○
出生・死亡・婚姻・離婚・養子縁組・転籍など戸籍に関する届出の受付	※	○	○
住民異動届(転入・転居・転出・世帯変更等)の受付	○	○	○
住民票の一部の写しの閲覧	○	—	—
住民基本台帳カードの申請・交付	○注1	○	○
住民票の写しの広域交付(住民基本台帳ネットワークシステム)	○	○	○
住民基本台帳事務における支援措置申出の受付	○	—	—
公的個人認証に関する電子証明書の交付	○注1	—	—
外国人登録等の受付	○	—	—
外国人登録原票記載事項証明書の交付	○	○	○

◎＝日曜日と平日延長(火・木曜日20時まで)に業務を行うもの  
 ※＝日曜日と平日延長(火・木曜日20時まで)に受付のみを行うもの  
 ○＝平日17時15分で業務を終了するもの  
 —＝取り扱わないもの  
 注1＝3月15日までの火・木曜日は19時まで延長

施設名と取扱時間 (祝日・年末年始を除く)	関宿北部公民館 関宿中部公民館 関宿南部公民館	川間郵便局 福田郵便局 野田目吹郵便局 野田清水郵便局 野田イオン郵便局
	四～金 8時30分～17時15分 (四が祝日の場合は 祝日の翌日を除く)	月～金 9時～16時 (野田イオン郵便局は 10時から)
住民票の写しの交付	○	○注2
戸籍・除籍謄抄本の交付	○注3	○注3
印鑑登録証明書の交付	○	○注4

○＝17時15分(郵便局は16時)で業務を終了するもの  
 注2＝申請者および申請者と同一世帯のものに限ります  
 注3＝申請者と同一戸籍のものに限り、除籍は取り扱いません  
 注4＝申請者のものに限ります

◎**収税課で市税納付や相談も**  
 また、平日の昼間に市税や国民健康保険税などの納付が困難な方や、特別な事情により納期ごとに納付できない方には、平日20時までと日曜日の8時30分から17時15分まで市税の納付や納税相談などができるよう、**収税課窓口**を開設しています。  
**【問合せ】**市民課、市税の納付、相談は収税課

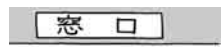
混雑することがありませんので、ご利用ください。  
 ◎**収税課で市税納付や相談も**  
 また、平日の昼間に市税や国民健康保険税などの納付が困難な方や、特別な事情により納期ごとに納付できない方には、平日20時までと日曜日の8時30分から17時15分まで市税の納付や納税相談などができるよう、**収税課窓口**を開設しています。  
**【問合せ】**市民課、市税の納付、相談は収税課

ら、本庁舎の市民課窓口の利用時間を平日の火・木曜日は20時まで延長し、日曜日8時30分から17時15分まで開設しています。日曜日と火・木曜日の時間延長時の業務は、住民票の写しだけでなく、戸籍・除籍謄抄本や印鑑登録証明書の交付なども行います。通常の業務時間に比べて、混雑しませんが、他市や他機関への照会が必要な転入や転出、住民基本台帳カードの交付など、取り扱えない業務もありますので、事前に

3月・4月は  
窓口が特に混雑

# 本庁舎市民課・収税課窓口

一部**夜間と日曜日のご利用を**  
 公民館や郵便局でも住民票などを交付



毎年、3月から4月にかけては、引越越しや転勤などで、市役所本庁舎の市民課窓口が大変混雑して、お待ちいただく時間が長くなることも多く、ご迷惑をお掛けしています。  
 その中で市では、共働きの世帯の増加や生活スタイルの多様化などに合わせ、平成20年7月か